

備考 表中の「」の記載は注記である。		
[表]	[表]	[表]
[表]	[表]	[表]
[表]	[表]	[表]
[表]	[表]	[表]
[表]	[表]	[表]

附 則

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は公布の日から、第三条の規定は令和四年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十四号

科学技術基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六十三号）の施行に伴い、科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（特許法施行規則の一部改正）

第一条 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分に改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

第七十四条の二 特許法施行令第十一条第二項及び特許法等関係手数料令第一条の三第二項の規定によりこれらの項に規定する申請書に添付する経済産業省令で定める書面は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、特許庁長官が同書面の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

一 五 略

六 特許法施行令第十条第二号ハに掲げる者に該当する者（次号に該当する者を除く。） 次に掲げる書面

イ 略

ロ その特許発明又は発明が科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十二年法律第六十三号）第二条第十六項に規定する指定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの（当該事業の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）であることを証する書面

七 略

八 特許法施行令第十条第二号ニに掲げる者に該当する者（次号に該当する者を除く。） 次に掲げる書面

イ 略

ロ その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十五条第二項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新（同法第二条第九項に規定する経営革新をいう。）のための事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該承認経営革新計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係るものであることを証する書面

九 二十 略

備考 表中の「」の記載は注記である。

第二条 第一条の規定による改正後のガス事業会計規則の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る会計整理について適用し、同日前に終了する事業年度に係る会計整理については、なお従前の例による。

2 第二条及び第四条の規定による改正後のガス事業会計規則の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計整理について適用し、同日前に開始する事業年度に係る会計整理については、なお従前の例による。

第三条 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二条に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者については、第三条の規定による改正後のガス事業会計規則附則第三項から第八項までの規定を適用する。

経済産業大臣 梶山 弘志

改 正 前

第七十四条の二 特許法施行令第十一条第二項及び特許法等関係手数料令第一条の三第二項の規定によりこれらの項に規定する申請書に添付する経済産業省令で定める書面は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、特許庁長官が同書面の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

一 五 略

六 特許法施行令第十条第二号ハに掲げる者に該当する者（次号に該当する者を除く。） 次に掲げる書面

イ 略

ロ その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第十七項に規定する特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの（当該事業の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）であることを証する書面

七 略

八 特許法施行令第十条第二号ニに掲げる者に該当する者（次号に該当する者を除く。） 次に掲げる書面

イ 略

ロ その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第十五条第二項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新（同法第二条第九項に規定する経営革新をいう。）のための事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該承認経営革新計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係るものであることを証する書面

九 二十 略